

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例（平成31年3月22日京都市条例第39号）（文化市民局地域自治推進室）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市市民活動センターの使用料の適正化を図る必要があるため、京都市市民活動センター条例の一部を改正することとしました。

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月22日

京都市長 門川 大作

京都市条例第39号

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例

京都市市民活動センター条例の一部を次のように改正する。

別表第3 1大会議室の項中「13,880」を「14,140」に、「18,510」を「18,850」に、「24,270」を「24,720」に改め、同表スモールオフィス（1区画につき1月）の項中「5,000」を「5,230」に改め、同表2備考以外

の部分中 「

500
5,000

」 を 「

520
5,230

」 に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市市民活動センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

4 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後のスモールオフィスの使用に係る使用料で平成31年4月1日前に受けた許可による使用に係るものについては、なお従前の例による。

(文化市民局地域自治推進室)